

ホームページリニューアル業務委託業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 ホームページリニューアル業務を行う事業者（以下「事業者」という。）を指名型プロポーザル方式により選定するにあたり、選定を厳正かつ公平に行うため、ホームページリニューアル業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者の候補者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、副市長、総務部長、秘書広報課長、政策企画課長、情報システム課長、地域文化振興課長、安心安全課長を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には総務部長を充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月4日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、富士見市と事業者がホームページリニューアル業務委託契約を締結した日にその効力を失う。